

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容、経験及び資格の有無等(次項及び第4項において「職務内容等」という。)並びに勤務時間を考慮して、<u>別表第1又は別表第2</u>に定める報酬月額のうちから任命権者が決定する。</p> <p>3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等を考慮して、<u>別表第3</u>に定める時間額のうちから任命権者が決定する。</p> <p>4 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等及び勤務時間を考慮して、<u>別表第4</u>に定める日額のうちから任命権者が決定する。</p> <p><u>別表第1～別表第3</u> 省略</p> <p><u>別表第4</u> 省略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容、経験及び資格の有無等(次項及び第4項において「職務内容等」という。)並びに勤務時間を考慮して、<u>別表第1</u>に定める報酬月額のうちから任命権者が決定する。</p> <p>3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等を考慮して、<u>別表第2</u>に定める時間額のうちから任命権者が決定する。</p> <p>4 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等及び勤務時間を考慮して、<u>別表第3</u>に定める日額のうちから任命権者が決定する。</p> <p><u>別表第1～別表第3</u> 省略</p>